

静岡県工事着手日選択型工事（発注者指定タイプ）
試行要領

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の施工時期を平準化することにより、建設産業の働き方改革を推進し、地域の守り手となる建設産業の担い手を確保するため、静岡県が実施する工事着手日選択型工事のうち、発注者が工事着手期間又は工事着手日を指定する方式（以下「発注者指定タイプ」という。）の試行に関し、静岡県工事着手日選択型工事实施要領（以下「実施要領」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（試行対象工事）

第2条 発注者指定タイプの試行対象工事は、実施要領第2条に定めによるものとする。ただし、同条第2号ウの工事を含むことができる。

（工事着手期間又は工事着手日の指定）

第3条 発注者は、受注者が、工事に着手することができる期間（以下「工事着手期間」という。）又は日（以下「工事着手日」という。）をあらかじめ定め、入札公告、指名通知等に記載しなければならない。

- 2 工事着手期間等における工事着手期限日は、当該工事に係る開札日から180日（又は6か月）以内の日とする。
- 3 発注者が、工事着手期間を指定した場合、受注者は、工事着手期間内で、休日（静岡県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日）以外の任意の日を工事着手日とすることができる。
- 4 発注者が、工事着手日を指定した場合、受注者は、工事着手日を変更することができない。
- 5 受注者は、第3項の規定により工事着手日を定める場合は、請負契約締結前に工事着手日を工事着手日通知書（実施要領様式第1号）により発注者に通知しなければならない。ただし、前項の規定による場合はこの限りでない。
- 6 建設工事請負契約書の着手日は工事着手日を記載するものとする。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月7日から施行する。